

開 会 ただいまから、令和6年7月教育委員会定例会を始めさせていただきます。初めに、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 教育長挨拶。

次長 ありがとうございます。それでは、会議録署名人の指名及び会議録作成人の指名について教育長よりお願いします。

教育長 会議録署名人の指名でございますが、規則第17条第2項によりまして、D委員をお願いいたします。会議録作成人につきましては、規則第18条第2項によりまして、事務局をお願いいたします。

次長 それでは、会議次第5付議事項、会議次第6報告事項に入らせていただきます。進行につきましては教育長にお願いします。

教育長 それでは、進行を務めさせていただきます。本日の定例会では、「令和7年度使用教科用図書採択について」が議題とされています。教科用図書の採択については、去る6月12日開催された、第1回茨城県第11採択地区教科用図書選定協議会において、「令和7年度使用教科用図書の採択に係る情報公開対応方針」が議題として諮られ、8月31日までは採択期間であり、9月1日に茨城県が公表するまで公表をしないと議決されたところです。9月1日以降に公開する項目は、選定協議会議事録、選定理由書、選定協議会委員名であり、9月1日以降も非公開は選定協議会の会議、調査部会作成資料、調査委員名となっており、この公開・非公開項目は、各市町に情報公開請求が来た場合も含まれる取り扱いとなっています。このことから、本定例会において傍聴者等がいた場合、教科書採択に係る情報が五霞町から流出する懸念がございます。上記の事から、皆様にお諮りさせていただきます。本日の議題、「令和7年度使用教科用図書採択について」は、五霞町教育委員会会議規則第15条の規定を用いて秘密会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 はい。

教育長 異議なしと認め、本日の議題、「令和7年度使用教科用図書採択について」は秘密会といたします。

 それでは、議案第5号令和7年度使用教科用図書の採択について議題といたします、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、議案第5号令和7年度使用教科用図書の採択について、説明。

教育長 事務局から説明がありました。議案第5号令和7年度使用教科用図書の採択についてご異議ございませんか。

全委員 はい。

教育長 異議なしとして、原案のとおりといたします。続きまして、議案第

	6号区域外就学について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料に基づき、議案第6号区域外就学について、説明。
教育長	事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
	質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第6号区域外就学について異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	異議なしとして、原案のとおりといたします。続きまして、議案第7号五霞町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料に基づき、議案第7号五霞町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、説明。
教育長	事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
	検討委員会で出された意見を元に修正をいたしました。また、第6条に追加された内容ですが、各校で力を入れている活動について専門性の高い方を雇って欲しいなどの意見を述べるができるよう内容を追加しています。
	質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第7号五霞町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	異議なしとして、原案のとおりといたします。続きまして、議案第8号五霞町社会教育団体事業補助金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料に基づき、議案第8号五霞町社会教育団体事業補助金交付要綱の制定について、説明。
教育長	事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
A委員	町長が交付するのですか。
次長	予算の執行権は教育委員会にありませんので、町長に申請し、町長が交付決定を行います。
A委員	町長の一存で決定しますか。
次長	予算の段階で示していますので、申請内容が適正かつ公平性公益性が認められれば、交付決定となります。
教育長	他に質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第8号五霞町社会教育団体事業補助金交付要綱の制定について異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	異議なしとして、原案のとおりといたします。続きまして、報告事項に移ります。報告第11号後援名義使用申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局	資料に基づき、報告第 1 1 号後援名義使用申請について、説明。
教育長	事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
	質問等ないようですので報告第 1 1 号につきましては、報告のとおりといたします。続きまして、報告第 1 2 号 8 月の行事予定について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料に沿って、報告第 1 2 号 8 月の行事予定について、説明。
事務局	資料に沿って、報告第 1 2 号 8 月の行事予定について、説明。
教育長	事務局から説明がありました。ご意見、ご質問ございますか。
B 委員	8 月から実施される学習支援を見学してもよろしいですか。
次長	日にちを事前にご連絡いただければ、ご案内いたします。
教育長	他に質問等ないようですので報告第 1 2 号につきましては、報告のとおりとさせていただきます。以上をもちまして、議事のすべてを終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。
次長	8 月の定例会ですが 8 月 2 2 日木曜日の午前 9 時 3 0 分から開催いたします。以上をもちまして、7 月教育委員会定例会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。